

1	1,160	202	1,362	3,122	3,122	1,247	4,173	691	4,481
2	2,581	361	2,942	9,927	3,124	3,124	7,902	2,089	8,946
3	3,345	64	3,409	5,910	3,220	3,220	4,766	1,085	5,307
4	300	142	3,442	268	3,037	3,037	4,143	1,025	4,527
5	190	27	217	86	883	883	4,335	816	4,538
6	1,701	238	1,959	2,794	215	215	2,669	1,147	3,189
7	421	181	802	196	185	185	7,867	2,016	3,766
8	383	107	490	861	1,267	1,267	3,440	1,607	4,105
9	215	19	234	906	483	483	2,440	1,789	4,027
10	1,484	41	1,525	789	455	455	2,150	753	4,027
11	1,061	72	1,153	1,920	14,114	14,114	2,834	840	2,524
小計	13,041	1,454	14,495	17,772	17,772	14,114	45,084	12,016	50,408
12	439	23	462	1,247	2,073	1,247	4,173	691	4,481
13	6,166	1,219	7,385	3,124	3,681	3,124	7,902	2,089	8,946
14	4,579	186	4,565	3,220	4,678	3,220	4,766	1,085	5,307
15	13,560	5,416	18,976	3,037	10,095	3,037	4,143	1,025	4,527
16	8,705	1,824	10,529	883	10,095	883	4,335	816	4,538
17	3,902	551	4,453	215	11,105	215	2,669	1,147	3,189
18	3,963	391	4,354	185	11,105	185	7,867	2,016	3,766
19	3,112	133	2,45	1,267	1,385	1,267	3,440	1,607	4,105
20	258	114	372	483	2,117	483	2,150	753	4,027
21	141	100	241	455	2,117	455	2,150	753	4,027
小計	41,625	9,957	51,582	14,114	14,114	14,114	45,084	12,016	50,408
22	1,134	756	1,890	2,073	2,073	2,073	5,125	445	5,329
23	896	192	1,088	3,681	3,681	3,681	1,773	1,113	2,327
24	1,892	539	2,431	4,678	4,678	4,678	2,247	485	2,489
25	9,316	979	10,295	10,095	10,095	10,095	3,559	304	511
26	1,273	425	1,698	11,105	11,105	11,105	3,418	926	3,881
27	2,868	637	3,505	1,385	1,385	1,385	17,223	1,604	18,019
28	545	194	739	2,117	2,117	2,117	5,991	2,046	7,014

29	1,584	337	1,921	3,060	3,090	5,125	445	2,329
30	194	13	207	173	173	1,773	1,113	2,327
小計	19,702	4,072	23,774	38,397	38,397	2,247	485	2,489
31	772	741	2,820	1,700	1,700	2,226	8,187	4,647
32	2,079	156	724	54	54	7,747	7,802	11,843
33	86	2,419	242	10,900	10,900	9,751	8,296	22,287
34	10,784	1,092	13,203	4,601	4,601	4,513	3,947	13,879
35	2,388	302	3,02	16,466	16,466	4,461	3,517	9,459
36	3,679	568	4,247	11,880	11,880	1,524	6,719	6,119
37	—	—	—	—	—	2,811	3,504	4,874
38	—	—	—	—	—	—	—	4,065
小計	20,512	5,278	25,790	45,665	45,665	52,399	44,474	74,171
39	6,624	1,607	8,231	6,563	6,563	6,075	926	6,486
40	3,059	725	3,794	1,434	1,434	2,939	360	3,119
41	723	36	759	3,991	3,961	3,955	938	3,119
42	50	60	110	5,151	5,151	914	454	4,404
43	472	18	490	8,241	8,241	1,552	92	1,141
44	5,611	1,972	7,583	2,866	2,866	4,649	2,704	1,644
45	—	—	—	4,375	4,375	1,475	181	6,001
46	4,409	36	4,445	11,798	11,798	998	98	1,547
小計	20,958	4,454	25,412	44,389	44,389	22,519	5,733	25,389
合計	115,838	25,215	141,053	160,337	190,337	193,903	77,064	231,140

鳥取県告示第二百九十七号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十七年六月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 豚コレラ予防のため
- 二 実施の区域 県内全域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範圍 豚。ただし、生後五十日及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 昭和三十七年六月七日から七月六日まで
の期間各豚舎巡回注射
- 五 注射の方法 豚コレラ予防液皮下注射

鳥取県告示第二百九十八号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつ

て豚の流行性脳炎予防注射並びに肝てつ検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、豚及び牛の所有者に対して注射、検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十七年六月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 豚の流行性脳炎及び肝てつ予防のため
- 二 実施の区域及び場別 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範圍 豚。繁殖用牝豚
牛。ただし生後三月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射、検査及び駆除の方法 豚の流行性脳炎予防注射……流行性脳炎予防液皮下注射
肝てつ検査……皮内注射反応及び虫卵検査法
肝てつ駆除……ヘキサクロロエタン製剤及びピチノール製剤投与

別表 豚流行性脳炎予防注射日程

別表	第一次	第二次	実施区域	実施場所
六月七日	六月十四日	鳥取市稲葉地区	家畜検査所	
六月八日	六月十五日	吉岡地区		
六月九日	六月十六日	大郷地区		
六月十八日	六月二十五日	湖山地区		
六月十九日	六月二十六日	松保地区		
六月二十日	六月二十七日	倉田地区		
六月二十一日	六月二十八日	美穂地区		
六月二十二日	六月二十九日	大正地区		
		国府町宇倍野地区		
		大成地区		
六月四日		国府町宇倍野地区	実施場所	
六月五日		岩美町小田地区	国府町共済診療所	
六月六日		本庄地区	小田農協前	
六月七日		浦富地区	本庄	
六月八日		鳥取市中ノ郷地区	上村人工授精所	
六月九日		米里地区	中ノ郷農協前	
			米里	

牛の肝てつ検査及び駆除日程

鳥取県告示第二百九十九号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて豚の流行性脳炎予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十七年六月一日
鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 豚の流行性脳炎予防のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 豚。繁殖用牝豚
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射、検査及び駆除の方法 皮下注射

別表

実施期日	実施区域	実施場所
六月四日	倉吉市倉吉、社	家畜検診所

鳥取県告示第三百号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、ピロプラズマ病検査並びにダニ駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十七年六月一日
鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ピロプラズマ病予防のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり

〃	〃	小鴨、上小鴨	〃
〃	五日	北条町下北条、中北条	〃
〃	六日	羽合町長瀬	〃
〃	七日	大栄町栄、由良	〃
〃	八日	〃 大誠	〃
〃	九日	赤碕町赤碕	〃
〃	〃	三朝町三朝、三徳、小鹿、旭、竹田	〃

- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 牛。ただし生後四十日及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射、検査及び駆除の方法
ピロプラズマ病……血液塗沫検査
ダニ 駆除……B・H・C撒布

別表

実施期日	実施区域	実施場所
六月 十三日	岸本町八郷	八郷検診所
〃 十四日	伯仙町大高	尾高 〃
〃 十五日	〃 泉	福万 〃
〃 十六日	西伯町上長田	上長田 〃
〃 〃	〃 東長田	東長田 〃
〃 〃	〃 法勝寺	法勝寺 〃
〃 十八日	〃 大國	大國 〃
〃 〃	〃 天津	天津 〃
〃 二十日	青谷町勝部	楠根 〃

〃	二十一日	〃	中郷	川積
〃	二十二日	〃	日置谷	大坪
〃	二十三日	〃	日置	河原
〃	二十五日	岸本町大幡	大幡	〃
〃	〃	鹿野町小鷲河	河内	〃
〃	二十六日	〃	鹿野	〃
〃	二十七日	〃	勝谷	〃
〃	二十八日	〃	気高町逢坂	山宮
〃	二十九日	〃	宝木	富吉

鳥取県告示第三百一号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第八十五条の三第一項の規定による共済事業を行なう市町村及び当該市町村が行なう共済事業の実施区域を同法第八十五条の三第四項の規定に基づき、次のように告示する。

昭和三十七年六月一日
鳥取県知事 石 破 二 朗

